

第5次新座市総合計画基本構想（素案）に係る意見募集結果

◆ 意見募集期間：令和4年2月1日（火）～同年3月2日（水）

◆ 募集結果：

件数（提出者数）

市民	議員	計
45（9）	1（1※）	46（10）

※個人でなく党・会派で取りまとめたもの

第5次新座市総合計画基本構想（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

- 1 意見募集期間：令和4年2月1日（火）～同年3月2日（水）
- 2 提出者数・意見数：9人・45件
- 3 提出された意見と意見に対する市の考え方

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方
1	P 6 第1編 序論 第1章 計画策定の背景 第2節 策定の視点	第1章 計画策定の背景 第2節 3 市民に分かりやすく職員が活用しやすい計画について ○市民に分かりやすくということは、具体的な姿を示すということですか？ ○職員が活用しやすいということは、職員は当事者ということですか。であれば、職員は当事者という自覚を持ってということですね。	「市民に分かりやすく」という策定の視点につきましては、本市は第4次新座市基本構想総合振興計画までは「基本構想」及び「基本計画」の2層の計画としていましたが、より市民に分かりやすい形で計画的に市政を推進すべきとの考えから、第5次新座市総合計画は「基本構想（政策）」、「基本計画（施策）」及び「実施計画（事業）」の3層の計画とすることとしました。3層の計画とすることで、市が将来どのようなまちの姿（基本構想）を思い描き、その実現に向けてどのような方策（基本計画）に基づき、どのような取組を実施していくのか（実施計画）が市民に分かりやすくなるものと考えたものです。まちづくりを進めるためには、市民の御理解・御協力が必要不可欠であり、市民と本市が目指すまちの姿や方向性を明らかにした総合計画を共有することが大切だと認識していることから、計画の進捗状況を把握できるよう成果目標を設定するなど、市民が理解しやすい計画の策定に努めてまいります。 「職員が活用しやすい」という策定の視点につきましては、本市が目指すまちの姿の実現に向けて、その姿を全ての職員が共有し、自らの業務が目指す姿にどのようにつながるのかを認識しながら、総合計画を策定・推進をしていく必要があるものと認識しております。
2	P 1 2 第1編 序論 第2章 新座市の現況 第1節 新座市を取り巻く社会状況	第2章 第1節 5 SDGsの達成に向けた取組について ○地方公共団体、民間企業、金融機関等の多様なステークホルダーによる取組の活性化が重要視されています。と他人事のように記述されていますが、新座市としてはどのように受け止め、具体的にはどのように取組むのかを示して頂きたい。	「第1編 序論」における「新座市を取り巻く社会状況」につきましては、本市がまちづくりを検討するに当たって、特に考慮する必要がある事項を挙げたものです。 SDGsの達成に向けましては、基本計画に掲げる施策領域がSDGsのどのゴールに関連しているのかについて、市民や職員に共有しながら、市全体が一体となって取組を進めるべきと考えております。 そのため、基本計画の中で、各施策領域と関連するSDGsのゴールのアイコンを示すなど、市の取組とSDGsの関連性が示せるよう努めてまいります。
3	P 1 7 第1編 序論 第2章 新座市の現況 第3節 新座市の人口	広報の人口と世帯を見る限りでは、毎月人口の減少はすでに始まっているのではないかと。	「第1編 序論」における「新座市の人口（1）総人口の推移」につきましては、基本構想（素案）を作成した令和3年12月時点で把握できる情報を記載しているため、今後令和3年・令和4年の数値を把握次第、当該記載内容を修正することを予定しております。
4	P 1 8・19 第1編 序論 第2章 新座市の現況 第4節 新座市の財政状況	今後の10年の見通しは如何なものになるのか。	第5次新座市総合計画の推進期間となる令和5年度以降の10年間における財政見通しにつきましては、基本計画の中でお示しすることを予定しております。 なお、「第1編 序論」における「新座市の財政状況」につきましては、策定時点の情報を整理するものとして、基本構想（素案）を作成した令和3年12月時点で把握できる情報を記載しているため、今後令和3年度の数値を把握次第、当該記載内容を修正することを予定しております。

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方
5	P18・19 第1編 序論 第2章 新座市の現況 第4節 新座市の財政状況	P18 第4節 新座市の財政状況について ・「独自の事業を積極的に展開してきたことも要因として伸びが顕著になっています」と書かれていますが、社会保障に関連する独自事業のことを言っているのでしょうか?財政非常事態宣言を出すほど財政が厳しい状態に陥ったのは、扶助費の拡大だけに原因があるとは思えません。少子高齢化の進行は、随分前からわかっていたことだし、それにも関わらず市単独の大型土木事業を同時進行で強引に進めてきたことに大きな原因があるのではないのでしょうか。また、地域福祉について積極的に力を発揮しようとしていた住民の力を抑え込み、行政に任せて欲しいと言っておきながら、財政が厳しくなれば非常事態宣言を発令して、コロナ禍の一番生活の厳しい時期に、福祉制度を大幅カットしてきた反省がないのは納得できません。	頂きました御意見は、今後の市政推進に当たっての参考とさせていただきます。 なお、本市の財政状況に対する考え方や、財政健全化に向けた取組に関しましては、市ホームページを御参照ください。 【新座市財政健全化方針】 https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/8/kennzennkahoushinn.html
6	P20～32 第1編 序論 第2章 新座市の現況 第5節 市民意識	《第2章第5節で市民意識調査の結果》 20頁～ 5年毎6000人に意識調査を実施、各50%前後の回収とのこと。 回答から市民意識の概要は把握できたのですが、未回答の人が無関心なのか、諦念なのか、気になります。無作為抽出6000人とのことですが、未回答の約50%の年代、居住地などが気になります。意識調査が個人の事情に踏み込みすぎるのも困りますが、未回答だった人への思いも汲み取って欲しいと思いました。 その点で、子どもたちへの意識調査はかなり効果的だったと思います。	「第1編 序論」に記載している「第14回新座市民意識調査」の結果の概要につきましては、市ホームページを御参照ください（同報告書1ページに地域ごとの回答回収率を掲載していますので、逆算すると地域ごとの未回答者の居住地が把握できるかと存じます。そのほかの御指摘の情報は、把握しておりませんので、御了承ください。） 【第14回新座市民意識調査結果】 https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/2/14shiminishikichosakekka.html そのほか、頂きました御意見は、今後の市政推進に当たっての参考とさせていただきます。
7	P31 第1編 序論 第2章 新座市の現況 第5節 市民意識	項目の立て方を、SDGs（社会・経済・環境）に添って作成されると、もっと解り易くなったように思う。	御指摘の図表につきましては、国が実施した「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」に掲載されるものを抜粋して、「第1編 序論」に掲載しているものですので、御了承ください。
8	P33 第1編 序論 第2章 新座市の現況 第6節 まちづくりの基本的な課題	P33 第6節 まちづくりの基本的な課題について ・「子どもから高齢者までの全世代を対象とした取組を進めることはもちろんですが、SDGsの達成も目指し、より長期的な観点からまちづくりに取り組み、まちの持続可能性を確保していくことも求められます。」とありますが、共生社会を目指すのであれば、全世代を対象とするだけでなく、全世代が共存できる取組も必要です。「SDGsの達成」というのも言葉だけでわかりにくいです。若い人だけのニュータウンを作っても、あっという間に高齢化し、持続可能性はありません。	SDGsは、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現を目指すものであるため、御指摘の「全世代が共存できる取組」も意味合いとして含まれているものと認識しております。 御指摘の「SDGsの達成」という文言の分かりにくさにつきましては、別途用語解説等により、補足説明を検討してまいりたいと存じます。
9	P33 第1編 序論 第2章 新座市の現況 第6節 まちづくりの基本的な課題	《第6節 まちづくりの基本的課題》 33頁～ 少子高齢化のなかで「子育て・子どもの成長を支える」に主眼を置くことは良いのですが、「まち全体で支える」としながら、地域の人々の連携・支えあいへの言及が弱いと思います。「安全・安心なまちづくり」の中で「共助」をも謳っていますが、もっと積極的・具体的に地域の支えあいの大切さをおさえる表現にしてほしいと思います。災害時の安全性の向上だけでなく、公助はもちろんですが、共助も、平常時の日常的な市民生活の基盤ではないのでしょうか? 日常の支えあいができてこそ、災害時にもそのつながりが活かせるし、子育て・子どもの成長にも活かせると思います。	御指摘の「地域の人々の連携・支えあい」への言及につきましては、素案の中に「地域ぐるみで子育てを支援する環境づくり」や「地域との協働で子どもたちの豊かな成長を支えていく」といった記載にその意味合いが含まれているものと認識しております。
10	P34 第1編 序論 第2章 新座市の現況 第6節 まちづくりの基本的な課題	P34【安全・安心なまちをつくる】について ・「市民生活の安全性の向上に向けては、『自助』の取組を基礎としながら、『互助』、『共助』、『公助』の支え合いによる取組が重要です」とありますが、まず自助があって、自助ができない場合に共助、共助ができない場合に最後に公助という論理は間違っています。人間は一人で生きられる人はいません。共助も公助も必要で、それらがどう協調するかが課題です。公助としての救急車(隊)は必要ですが、その人がどこの誰なのか地域の情報(共助)も同時に必要です。P48には「自助・互助・共助・公助の連携による地域防災力の強化」という表現が使われており、こちらの方がしっくりきます。	「自助」、「互助」、「共助」、「公助」につきましては、主に社会保障や防災など社会的なリスクの負担において用いられる言葉です。 まず、基礎となるのが「自助」であり、「自助」で不足する部分について「互助」、「共助」、「公助」でそれぞれが補完しながら支え合うことが大切だと考えておりますので、素案のとおりとさせていただきます。

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方
11	P 3 4 第1編 序論 第2章 新座市の 現況 第6節 まちづく りの基本的な課題	防災・減災・ウィズコロナ・ポストコロナだけでなく、今後は新しい感染症が発生してくるであろうから、感染症対策全般への意識が必要であろう。	頂きました御意見は、今後の市政推進に当たっての参考とさせていただきます。
12	P 3 4 第1編 序論 第2章 新座市の 現況 第6節 まちづく りの基本的な課題	(安全・安心なまち) どんなまちなのか? 例えば緑豊かな自然環境と、人々が共に生活出来ること…等、もう少し具体的に記して欲しい!	まちづくりの基本的な課題としての「安全・安心なまちをつくる」につきましては、災害や新たな感染症の発生、公共施設等の老朽化などの課題に対し、市民の安全で安心な暮らしを守ることを特に取り組んでいくべき課題の一つとして整理したものです。 御指摘の「緑豊かな自然環境」については「魅力的で住みやすいまちをつくる」の中で記載しており、「人々が共に生活出来ること」については既に「安全・安心なまちをつくる」の中で「共助」による取組の重要性を記載しておりますので、素案のとおりとさせていただきます。
13	P 3 4 第1編 序論 第2章 新座市の 現況 第6節 まちづく りの基本的な課題	P34【魅力的で住みやすいまちをつくる】について ・人口減少は避けられない現実です。人口減少社会に即したまちづくりが必要です。市街化調整区域を市街化するための土地区画整理事業は、人口増加時代の住宅地拡大のための施策です。国の方針は住宅地を拡大するのではなく、農地や雑木林等開発を抑制する流れに変化しています。 ・ささえ合いを軸とした共生社会の実現のためには、空き家・空き店舗等を活用した様々な世代が混在したまちづくりが必要です。子育て世代を中心としたニュータウン拡大の方針は転換するべきです。公共施設についても古い町の老朽化対策と新しい街の建設の二重投資になります。結果的には古い町の公共施設が新しい町の施設に統廃合され、足腰の弱った高齢者にとっては、身近な公共施設もお店もない不便な生活になってしまいます。 ・土地区画整理事業で確保できるのは狭い公園だけで、市民の求める自然環境や広い公園は都市計画として確保する必要があると思います。 ・コロナ禍で免疫力を高めるために、高齢者を中心としたお散歩事業に取り組んできましたが、近場に使えるトイレもベンチもないことに愕然としました。近隣市の公園には多目的トイレやベンチがしっかり整備され、散歩コースがいくつも作れます。	頂きました御意見は、今後の市政推進に当たっての参考とさせていただきます。
14	P 3 4 第1編 序論 第2章 新座市の 現況 第6節 まちづく りの基本的な課題	(住みやすいまち) 自然とのバランスに配慮した住環境、デジタル活用による利便性を創出～と、望まれる姿が解り易い。	御指摘の「デジタル活用による利便性」の加筆につきましては、当該項目の4段落目に既に位置付けているため、素案のとおりとさせていただきます。

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方
15	P 3 7 第2編 基本構想 第1章 基本方向	<p>第2編 基本構想 第1章 基本方向について</p> <p>○子どもがのびのびと育つまち →家庭、地域、学校、行政が手を携えながら、子供の成長を見守り、応援するため、未来を担う子どもたちが健やかにのびのびと育つことができるまちづくりを進めます。と記述されていますが、抽象的で具体的な姿が浮かんできません。どのように手を携えるのか、具体性がないからでしょう。</p> <p>○安心して暮らすことができるまち →「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の理念を踏まえつつ、日々の生活での不安を和らげ、市民一人一人が日常に幸せを感じながら、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。と記述されていますが、抽象的で具体的な姿が浮かんできません。どのように不安を和らげるのか、その具体てき方策がないからでしょう。</p> <p>○住みやすく魅力的なまち →豊かな自然と都市の利便性が調和した理想的な住環境の中で、誰もが誇りを持って充実した生活を送ることが出来る新座市ならではの魅力があふれるまちづくりを進めます。と記述されていますが、抽象的で具体的な姿が浮かんできません。例えばでもよいから、新座市ならではの魅力があふれるまちを具体的に示すことも必要ではないでしょうか。</p>	<p>「第2編 基本構想」における基本方向は、「第1編 序論」において整理した「まちづくりの基本的な課題」を受けて、本市が目指す今後10年間のまちづくりの方向性を理念として示すものであり、個別・具体的な施策・事業につきましては、基本構想に基づく、基本計画や実施計画において位置付けてまいります。</p>
16	P 3 8 第2編 基本構想 第2章 将来都市像	<p>第2章 将来都市像について</p> <p>○未来もずっと暮らしに『プラス』が生まれる豊かなまち 新座 →住んでよかったと思うことができる「プラス」が生まれています。また、これからもずっと「プラス」が生まれる人々の笑顔と活気にあふれた豊かなまちであることを目指します。と記述されていますが、抽象的で具体的な姿が浮かんできません。「プラス」を生む今ある魅力をどのような方策で磨きをかけるのか、例えばでもよいから、新座市ならではの魅力があふれるまちづくりの具体的方策を示すことも必要ではないでしょうか。</p>	<p>「第2編 基本構想」における将来都市像は、本市が目指す今後10年間のまちづくりの姿を理念として示すものであり、個別・具体的な施策・事業につきましては、基本構想に基づく、基本計画や実施計画において位置付けてまいります。</p>
17	P 4 0 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策1	<p>P40 基本政策1(福祉健康)について</p> <p>・従来通りの分野ごとの福祉が並んでいて、とってつけたように最後に地域福祉が付け足されているような構成で、共生社会の理念が展望できません。国は社会福祉法を改正し、地域福祉計画を上位計画として、その下に地域ごとに各分野福祉を連携させるイメージで、重層的支援体制整備事業を打ち出しています。1年遅れでこれから策定作業が始まる第4次新座市地域福祉(活動)計画での共生社会を見越した計画としておくべきではないでしょうか。</p>	<p>御指摘の「共生社会の理念」につきましては、基本政策1及び施策領域の「地域福祉」の基本方針にその意味合いを含めております。</p> <p>頂きました御意見のとおり、施策領域の「地域福祉」は、各福祉施策を横断する分野であると認識しております。</p> <p>そのため、地域福祉が全ての福祉を支えるという視点に立った構成としているものでありますので、素案のとおりとさせていただきます。</p> <p>そのほか、頂きました御意見は、具体的な事項であるため、基本構想ではなく、基本計画等の策定に当たっての参考とさせていただきます。</p>
18	P 4 0 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策1 施策領域 地域福祉	<p>○基本政策推進のための施策領域として、7項目が羅列されていますが、「地域福祉」が7番目に記述されています。そのような認識でよろしいのですか。どの項目も「地域福祉」という考えがなければ成り立たないのではないのでしょうか。</p>	<p>頂きました御意見のとおり、施策領域の「地域福祉」は、各福祉施策を横断する分野であると認識しております。</p> <p>そのため、地域福祉が全ての福祉を支えるという視点に立った構成としているものでありますので、素案のとおりとさせていただきます。</p>
19	P 4 0・4 1 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策1 施策領域 地域福祉	<p>基本構想 第3章 《基本政策1》 (40頁～)</p> <p>施策領域として6項があります。子育て・高齢・障がい・生活困窮においては「公助・共助・自助」の大切さは言うまでもありませんが、地域福祉は「公助・共助」の仕組みとして前掲の領域をカバーするものですね。</p> <p>41頁の基本方針「地域福祉」の項では、地域福祉の担い手である地域住民の主体的な活動の環境づくり、包括的支援の提供を謳ってほしいと思います。</p> <p>また次の活動計画の中で、地域それぞれの課題を把握する地域住民の活動を知り、情報交換をする施策を掲げていただきたいと期待します。</p>	<p>御指摘の「地域住民の主体的な活動の環境づくり、包括的支援の提供」につきましては、施策領域の「地域福祉」の基本方針にその意味合いを含めております。</p> <p>頂きました御意見のとおり、施策領域の「地域福祉」は、各福祉施策を横断する分野であると認識しております。</p> <p>そのため、地域福祉が全ての福祉を支えるという視点に立った構成としているものでありますので、素案のとおりとさせていただきます。</p> <p>そのほか、頂きました御意見は、具体的な事項であるため、基本構想ではなく、基本計画等の策定に当たっての参考とさせていただきます。</p>

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方
20	P40・41 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策1	○施策領域の基本方針については、「子育て支援」等の7項目とも、どこが（担当部署）が音頭を取ってどうやって（方策）どのような姿にするのかを示していただきたい。特に、どこ（担当部署）がどうやって（方策）を示すということは、新座市職員に当事者という自覚を持たせることになると思うからです。	各事業の担当部署につきましては、基本構想や基本計画を踏まえて実施する具体的な事業を位置付ける実施計画の中で示すことを予定しております。 御指摘の「どうやって（方策）」という個別・具体的な施策・事業につきましては、基本構想に基づく、基本計画や実施計画において位置付けてまいります。 御指摘の「どのような姿にするのか」という点につきましては、「第2編 基本構想」の中に位置付けております。
21	P40・41 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策1	○地域医療の充実を加筆 P41へ、 <u>地域医療の充実</u> 市内の健康危機管理体制の充実を目指す	御指摘の「地域医療の充実」の加筆につきましては、施策領域の「健康づくり・保健衛生」の基本方針の文中「健康相談や検（健）診、保健事業の充実」に、その意味合いが含まれていることから、素案のとおりとさせていただきます。
22	P40 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策1 施策領域 地域福祉	第3章 基本政策について 基本政策1 誰もが幸せを感じるまち（福祉健康） →地域で互いに協力して支え合うための仕組みづくりを推進します。と記述されていますが、具体的にはどのような姿でしょうか。お示してください。	「第2編 基本構想」における基本政策は、将来都市像を実現するための分野ごとのまちづくりの方向性を理念として示すものであり、個別・具体的な施策・事業につきましては、基本構想に基づく、基本計画や実施計画において位置付けてまいります。
23	P40・41 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策1 施策領域 地域福祉	地域の多様性を尊重し、理解の推進や、引きこもり虐待を未然に防止することも重要と思う	頂きました御意見につきましては、具体的な事項であるため、基本構想ではなく、基本計画等の策定に当たっての参考とさせていただきます。
24	P42・43 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策2	P42 基本政策2(教育文化)について ・保育園・幼稚園・学校は子どもにとっての社会です。共生社会実現のためには、これらの場が支え合いを学ぶ場であるべきです。誰をも排除しない共育・共生の理念が入るべきです。	御指摘の「共育・共生の理念」につきましては、大事な視点だと認識しておりますが、基本政策2の基本政策名に「生きる力を育む」上での要素の一つであり、具体的な事項であるため、基本構想ではなく、基本計画等の策定に当たっての参考とさせていただきます。
25	P42・43 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策2 施策領域の基本方針 施策領域 就学前教育	基本政策2 生きる力と生きがいを育むまち（教育文化）→ ○施策領域の基本方針については、「就学前教育」等の6項目とも、どこが（担当部署）が音頭を取ってどうやって（方策）どのような姿にするのかを示していただきたい。特に、どこ（担当部署）がどうやって（方策）を示すということは、新座市職員に当事者という自覚を持たせることになると思うからです。	各事業の担当部署につきましては、基本構想や基本計画を踏まえて実施する具体的な事業を位置付ける実施計画の中で示すことを予定しております。 御意見の「どうやって（方策）」という個別・具体的な施策・事業につきましては、基本構想に基づく、基本計画や実施計画において位置付けてまいります。 御意見の「どのような姿にするのか」という点につきましては、「第2編 基本構想」の中に位置付けております。
26	P42・43 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策2 施策領域 青少年健全育成	○「青少年健全育成」は、地域全体で取り組むべき項目です。「青少年健全育成〇〇地区委員会」のような組織をお考えですか？	頂きました御意見のとおり、「青少年健全育成」につきましては、地域で取り組んでいくべきものと認識しております。 「青少年健全育成〇〇地区委員会」という組織はございませんが、本市では、地域における青少年健全育成の充実を図るため、各中学校区に設置されているふれあい地域連絡協議会があり、その活動を支援しております。

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方
27	P 4 2・4 3 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策2 施策領域 スポーツ・レクリエーション	○「スポーツ・レクリエーション」については、新座市体育協会とどのように連携するのですか。	新座市スポーツ協会（旧新座市体育協会）は、市の組織ではなく公益財団法人ですが、市民の誰もが生涯を通じて手軽にスポーツやレクリエーション活動に親しむことができるよう、スポーツ教室やスポーツ大会の開催など、今後も連携を図ってまいりたいと存じます。
28	P 4 4～4 7 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策3・4	《基本政策3・基本政策4》 基本政策3に7領域があげられていますが、この全ての領域で「環境問題」への配慮が求められますね。 基本政策4では「環境衛生」で生活と結びついた環境問題があげられていますが、都市整備の各施策との連携が読み取れません。 基本政策3で、環境への配慮に基づいた都市整備であると明記してほしいと思います。	御指摘の「環境への配慮に基づいた都市整備」の明記につきましては、基本政策3の文中「誰もが身近に自然を感じながら」や施策領域の「都市づくり」の基本方針の文中「自然環境に配慮しながら」と文言がありますように、その意味合いを含めていることから、素案のとおりとさせていただきます。 そのほか、頂きました御意見は、今後の市政推進に当たっての参考とさせていただきます。
29	P 4 4・4 5 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策3	○地域環境の保全を加筆	御指摘の「環境の保全」の加筆につきましては、基本政策3の文中「誰もが身近に自然を感じながら」や施策領域の「都市づくり」の基本方針の文中「自然環境に配慮しながら」と文言がありますように、その意味合いを含めていることから、素案のとおりとさせていただきます。
30	P 4 4・4 5 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策3	(○廃棄物) ○廃棄物の発生抑制と資源の循環利用、エネルギーの有効利用と、再エネルギーの創出によるカーボンニュートラルを目指します。…加筆	御指摘の「廃棄物」に関する施策につきましては、基本政策3【都市整備】ではなく、基本政策4【市民生活】の施策領域の「環境衛生」に含めていることから、素案のとおりとさせていただきます。
31	P 4 5 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策3 施策領域の基本方針 施策領域 都市づくり	市街地の骨格となる緑の保全の創出を図りながら、低炭素・循環型社会の推進を目指す…等加筆	御指摘の「市街地の骨格となる緑の保全の創出を図りながら、低炭素・循環型社会の推進を目指す」の加筆につきましては、施策領域の「都市づくり」の基本方針の文中「自然環境に配慮しながら」と文言がありますように、その意味合いを含めていることから、素案のとおりとさせていただきます。
32	P 4 5 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策3 施策領域の基本方針 施策領域 公共交通網	気候変動に寄与しているCO ₂ を削減・大気汚染の削減のためにも…を加筆	御指摘の「気候変動に寄与しているCO ₂ を削減・大気汚染の削減のためにも」の加筆につきましては、施策領域の「公共交通網」を掲げる上で、公共交通機関の利用促進を図ることでこれらに寄与するものであるものと認識しております。 しかしながら、施策領域の「公共交通網」でのまずの目的としましては、基本方針の文中にありますとおり「市民の交通利便性の向上のため」だと考えておりますことから、素案のとおりとさせていただきます。
33	P 4 5 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策3 施策領域の基本方針 施策領域 公共交通網	P44 基本政策3(都市整備) ・「都市高速鉄道12号線の延伸」については、コロナ禍で在宅勤務など働き方が大きく変化している今後に向けて、必要性があるとは思えません。	御指摘の「都市高速鉄道12号線の延伸」は、本市の発展に向けて重要な事業の一つでありますので、今後も引き続き、延伸実現に向けて取り組んでまいります。

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方
34	P 4 5 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策3 施策領域の基本方針 施策領域 公園・緑地	街路樹の整備と共存…等を加筆	御指摘の「街路樹の整備と共存」につきましては、本市においては、道路施策の一環として行っており、施策領域の「道路」に該当する取組となっております。 頂きました御意見は、具体的な事項であるため、基本構想ではなく、基本計画等の策定に当たっての参考とさせていただきます。
35	P 4 6・4 7 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策4	○ボランティア活動の項を加筆されたい。	御指摘の「ボランティア活動」に関する施策につきましては、基本政策4【市民生活】の施策領域の「地域活動」に含めていることから、素案のとおりとさせていただきます。
36	P 4 7 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策4 施策領域の基本方針 施策領域 地域活動	施策領域の基本方針 ○地域活動 地域で支え合いながら、にぎわいあるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの活性化や、幅広い世代が自主的な活動に積極的に参加できる環境づくりを進めます。 こちらの項目ですが、町内会活動への参加が負担となり市にいいイメージが出来ない部分があります。各町内会が本当に必要なのか、惰性で毎年どうにか乗り切っているだけなのではないかと疑問です。若者の定着を望むのであれば、地域コミュニティのあり方を検討してほしいです。	町内会はあくまで任意団体であるため、その加入を強制されるものではありません。町内会活動は、地域での支え合いの中で「自助」を補完し、「互助」・「共助」の取組を進めるに当たって重要な役割を果たしているものと認識しております。 昨今、町内会の加入率の低下や地域コミュニティの希薄化への危機感が高まるとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により町内会活動に制約が生じている状況ですが、市といたしましては、地域コミュニティの活性化によるまちのにぎわいを創出するためにも町内会等による地域活動への支援を推進していきたいと考えております。 そのほか、頂きました御意見は、今後の市政推進に当たっての参考とさせていただきます。
37	P 4 9 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本政策5 施策領域の基本方針 施策領域 危機管理	基本政策5 安全・安心を実感できるまち（安全安心）→ ○施策領域の基本方針については、現状はどうなっているのかをしっかりと抑えておかなければ進めることは出来ない。町内会、自主防災会、民生・児童委員、地区福進協等々の連携を強化しなければ進まない。その音頭を取るのはどこか、明示されたい。	施策領域に係る現状と課題につきましては、基本計画の中でお示しさせていただきます。 また、各種団体につきましては、町内会は市地域活動推進課、自主防災会は市危機管理課、民生・児童委員は市福祉政策課が必要に応じた連携を図っております。 頂きました御意見は、具体的な事項であるため、基本構想ではなく、基本計画等の策定に当たっての参考とさせていただきます。
38	P 5 0・5 1 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本構想の推進のために	行政の基本姿勢（一市と市民が共に描く将来像）を大枠で記して欲しい。 例えば、・協働によるまちづくりの加速・デジタル化による豊かな市民生活の実現・適正で効率的な行政事務等の遂行・財政の健全化 etc...	御指摘の点につきましては、「基本構想の推進のために」の文中のほか、施策領域の「共創のまちづくり」及び「行財政運営」の基本方針の中でお示ししておりますので、素案のとおりとさせていただきます。
39	P 5 0・5 1 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本構想の推進のために 施策領域 共創のまちづくり	P46 基本政策 4(市民生活) ・市民一人ひとりが行政にぶら下がるような町ではなく、住民が主体的に必要な事業を創意工夫していける「共創のまちづくり」に対しては新鮮さを感じます。トップダウンではなくボトムアップの市政に期待しています。	頂きました御意見は、今後の市政推進に当たっての参考とさせていただきます。

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方
40	P50・51 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本構想の推進のために 施策領域 行財政運営	P6 策定の視点2. をもっと解る表現に留意して記述して欲しい。 企業の少い当市に自主財源を増やす手立にはあるのだろうか？交付金や補助金等頼みでは地方自治体の財源が確保されても、私達の生活は、国の借金返済の為の、インフレ気味になるのではないか？ その上で、総合計画を理解するのは難しい。この辺りを市民に解るような表現にして欲しい。	御指摘の「自主財源を増やす手立て」につきましては、基本構想に基づく、基本計画や実施計画において位置付けてまいります。 また、第5次新座市総合計画の策定に当たっては、市民が分かりやすい表現となるよう努めてまいります。 そのほか、頂きました御意見は、基本計画等の策定に当たっての参考とさせていただきます。
41	P50・51 第2編 基本構想 第3章 基本政策 基本構想の推進のために 施策領域の基本方針 施策領域 行財政運営	職員力・組織力の効果的な向上を進めます。とありますが、期待いたします。	頂きました御意見は、今後の市政推進に当たっての参考とさせていただきます。
42	全般	基本構想の様々な章に新座市の4魅力として身近な自然、緑の多さなどの表現が見られますが市民の実感として緑地がどんどんなくなり宅地へとかわっていきます。当然、個人の所有と思われ様々事情の上と思いますが、計画的に緑の保全ではなく、保存を考え構想の中に入れてほしい。	市の施策としての「緑の保全」とは、行政が緑豊かな自然を必要に応じて管理しながら、緑を守っていくというものであり、行政が一切手を加えない「緑の保護」とは異なった考え方になります。 そのほか、頂きました御意見は、今後の市政推進に当たっての参考とさせていただきます。
43	全般	私は後期高齢者です。私は、後期高齢者になり、体力が落ちて休まず歩く事が困難になったことを痛感する状態になりました。歩く事が健康維持の必須条件とされています。これからの季節、じりじり照り付ける暑い日差しは、遮るものが無い道路を覆います。街路樹として植えられているのは百日紅です。日蔭は望めません。街路樹として所々に枝をひろげる緑陰を造ってくれる木が植えてあったらどんなに嬉しいかと思えます。合わせてベンチが有ったら倍嬉しいです。道路がだめなら、ふるさと新座館前庭の中央に大きな樺や楠木等2~4本植樹して頂きたいです。小さな苗木も10年も経てば大木になり緑陰を作ってくれます。ふるさと新座館前庭は何年も経つのに砂ぼこり舞立つ更地のままの状態の庭です。見るたびにがっかりします。ふるさと新座館開館当時、公民館まつりのイベント等の折、日差しの強い日で、外に出ていられない状態で楽しめませんでした。大木の下にベンチなどあれば、自然と人は集まり憩いの場所になるはず。新座館の前庭は剪定の必要もなく、緑のオアシスになると思えます。樹木を植えられない事情があるのでしょうか？ 新座団地中央道路賃貸側に4本の樺の大木が立っています。夏は、広い範囲に緑陰が出来ます。下にベンチが置いてある所では、毎日2~3人ぐらいいおしゃべりをしている人達を見かけます。見ているだけで和みます。新座住宅の方にはベンチが所々に有り休みながら歩く事が出来助かります。 隣の志木ニュータウンの道路は、体育館~柳瀬川駅まで緑陰の所々にベンチがあり車の運転もできなくなった高齢者には優しい道路です。設計者の強い意志で植樹され、完成され何十年過後を見据えた道路と聞いております。是非視察して頂きたいです。 地球温暖化に樹木で気温を下げる計画は必須ではないかと考えます。樹木の傍らにベンチを置く、人々に優しい新座の街を希望します。南北に走る道路は、樹木が住宅に影を落とさないと思えます。地球温暖化防止のために少しずつでも樹木を増やし緑の多い新座市になることを望みます。 基本政策 第1で高齢者福祉を詩っているが、本当の福祉には街づくりの視点も不可欠です。 基本政策 第3で(都市整備)の中で書かれている方針は具体性に乏しい。	個別・具体的な施策・事業につきましては、基本構想に基づく、基本計画や実施計画において位置付けてまいります。 そのほか、頂きました御意見は、今後の市政推進に当たっての参考とさせていただきます。

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方
44	その他	<p>浅学非才ながら「日本一の用水路公園」づくりを提案させて戴きます。意見として取り上げて戴ければ幸いです。</p> <p>中途半端な提案であること、また誤字脱字が多々あることをお許し下さい。</p> <p>1. 意見の背景</p> <p>(1) 並木市長の二期目就任挨拶</p> <p>(1)新座市が人口減少の負のループに陥らず、将来にわたって活気あるまちであり続けるためには、都市間競争に打ち勝ち、選ばれるまちになることが必要です。</p> <p>(2)重点施策「魅力満載、楽しさ満載、エキサイティングなまちづくり」</p> <p>(2) 第5次新座市総合計画（素案）</p> <p>(1)第1章 基本構想 「住みやすく魅力なまち」誰もが誇りを持って充実した生活を送ることができる新座市ならではの魅力があふれるまちづくりを進めます。</p> <p>(2)第2章 【将来都市像】未来もずっと暮らしに『プラス』が生まれる豊かな街 新座 新座市ならではの豊かな魅力によって、住んでよかったと思うことができる「プラス」生まれています。</p> <p>(3)基本構想の推進のために 施設領域の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共創のまちづくり：市民を始め、各種団体や民間企業などの多様な主体と行政が連携し、それぞれが持つアイデアやノウハウ、活力といった資源を大いに活用する「共創のまちづくり」取組する。 ・シティプロモーション：様々なメディアを活用しながら、本市の魅力を積極的に市内外に発信し、市民のまちへの愛着や誇りの醸成を図るとともに市外における認知度を向上させることで、定住人口や交流人口の拡大を図る。 <p>(4)アンケート結果（新座市の自慢）から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生：文化財と自然や緑が多い18～20%回答している反面、特にないとの回答が20～30%と多い。との回答から自然と緑を基本とする自慢出来るとの回答から自然と緑を基本とする、自慢出来る新座市のシンボル構築したい。 <p>2. 具体的提案</p> <p>(1) 提案案件名：「日本一の用水路公園づくり」←現在の野火止用水路を大幅に改修する。</p> <p>(2) コンセプト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の市民による市民のため（市外、県外、外国）の「日本一の用水路公園」につくり直し長期的に維持拡大していく。 <p>(3) イメージ</p> <p>(1)何度も行きたくなる感動する用水路公園。</p> <p>(2)春は桜、初夏は紫陽花、夏は曼珠沙華、秋は紅葉で「花いっぱいの用水路公園」。</p> <p>(3)市の小学生、また市外および東京都の小学生の「遠足コースに最適な用水路公園」。</p> <p>(4)恋人同士の「デートコースに最適な用水路公園」。</p> <p>(5)家族の遊歩道に最適な用水路公園。</p> <p>(6)シルバーの遊歩道最適な用水路公園。</p> <p>(4) 現状</p> <p>(1)通常は雑草だらけの遊歩道で、地元以外で来られ方は2度と訪れ気にはなれない。 (2回/年？位は整備し、またボランティアも参加していると思うが中途半端)</p> <p>(2)説明看板、小鳥生息看板あるが全くメンテナンスされておらず朽ち果てており観光都市として宣言している新座市としては寂しい限り。</p> <p>(5) 会社設立 会社組織にするかは？専門家含め別途相談</p> <p>(6) 予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドファンディングにより新座市、埼玉県および全国から資金集めする。 ・専門家に相談。（新座市の財政負担は出来るだけ少なくしたい。） <p>(7) 目標</p>	<p>頂きました御意見は、今後の市政推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方
		<p>(1)島根県安来市「足立美術館」の様な感動する公園。 (2)埼玉県秩父市「羊山公園」の様な感動する芝桜公園。 (3)香川県三豊市「香川用水記念講公園」の様な感動する？用水路公園。 (8) スタッフ (1)市民：シルバー（老人会）、町内会、婦人会、大学生の各サークル、高校生生徒会、中学生生徒会、小学生児童会 (2)市民が1回／年参加するシステムづくり。 (3)ボランティアと有給？ (9) 造園と整備 (1)第一期：・定期的な雑草取りを含む清掃と低樹木の剪定を徹底的に行う。（毎週行う。） ・日常整備は分担区域を決め、上記スタッフが担当して整備を継続的に実行出来るシステムをつくる。 例：50m/チームを担当し 100 のチームが参加した場合 5km の野火止用水路が感動する公園に変貌し維持できる。 ・整備出来栄え状況を評価し競争意識して戴くための表彰制度を設ける。 →市民が競い合って感動する公園づくりに参加するシステムの構築。 →新座方式の構築 (2)第二期：具体的な企画案を造園業者に設計依頼と基本造園を発注 足立美術館に基本的公園構想の指導とアドバイスをお願いする。 (3)2か月に一回のイベントを行う。 桜祭り、新緑祭り（小鳥祭り、夏野菜祭り）、紫陽花まつり、ほたる祭り 紅葉祭り、人参祭り。 (4)将来は平林寺とコラボした仮称：平林寺公園と野火止用水路公園⇒日本一の用水路公園。 (10) スケジュール ・企画：2023年4月～2024年3月（1年間） ・第一期：2024年4月～2026年3月（2年間） ・第二期：2026年4月～2028年3月（2年間） ・市制60年に完成させ日本一の用水路公園関係を全国に宣言、アピールする。 (11) 入園料 入場料払っても行きたいと思われる「用水路公園」になった時点で300円～500円／大人（子供は無料）</p>	
45	その他	<p>近年の新座市の区画整理に関する条例には、土地区画整理法109条の「減価補償金の規定」がありません。また、法96条2項に定められている「保留地を設定できる要件」もありません。ともに事業前後の総額に関するものであり、対象住民の負担の大きさを左右する重要なものですが、なぜ無いのでしょうか？ 新座駅南口第2区画整理事業の場合は、計画時点で事業費にあてる保留地が設定されていますが、計画時点で区画整理後の総額も決まっていたということでしょうか？ 一方、平成21年3月23日の新座市議会第1回定例会では市の担当の方が保留地について「整理前と整理後を不動産鑑定しまして単価を算出します。整理後と整理前の総価格の差、これが保留地として取り得る面積となります」と説明されていますが、実際にはどうなっているのでしょうか？ 今後、市民からの信頼によって新座市のまちづくりを円滑に進める為にも明確な説明をお願いいたします。</p>	<p>頂きました御意見につきましては、第5次新座市総合計画基本構想（素案）とは直接関係がないものであることから、パブリック・コメント制度に基づく意見としては取り扱わないこととさせていただきますので、御了承ください。</p>

※ 提出された意見に対する市の考え方については、第5次新座市総合計画基本構想（素案）を作成した時点での市の考え方を示すものです。
この素案については、現在、新座市総合計画審議会に諮問しており、同会の答申を受けまして、最終案として取りまとめることとしております。
したがって、意見募集結果に対する現時点での市の考え方を示すものですが、今後、新座市総合計画審議会からの答申や、最終案として取りまとめる中で、今回お示した市の考え方を一部変更する場合がありますので、御承知おきください。

市議会議員意見

第5次新座市総合計画基本構想（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

- ◆意見募集期間：令和4年2月1日（火）～同年3月2日（水）
- ◆提出者数・意見数：1会派・1件
- ◆提出された意見と意見に対する市の考え方

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方
1	全般	基本構想を受けて、今後、実施計画にしっかり反映できるよう努めていただきたい。	頂きました御意見は、今後の市政推進に当たっての参考とさせていただきます。